

## 議会基本条例制定の経過について

宮古市議会

地方公共団体の議会は、日本国憲法第93条第1項に「議事機関」として規定されています。このことは、議会が、住民から直接選挙される議員からなる合議体として、自治体の意思決定にかかわる立法機関であると言えます。

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、自治体政策の自己決定、自己責任が強く問われております。このため多様な民意の把握とその集約化を図っていく議会の役割はますます重要となっており、政策立案機能や監視評価機能のさらなる充実強化と、そのための自立的な議会運営の必要性が高まってきています。

議会は、多人数による合議制の機関として、市長は独任制の機関としてそれぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるため、互いに牽制・協力しあいながら、最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

議員は、市長と同じく住民から直接選挙される公選職であり、その職務は他の非常勤特別職とは大きな相違があるはずですが、しかしながら、議員の職務については、地方自治法では何ら位置付けがされておられません。これまで、議会及び議員に対して、さまざまな批判がされておりますが、議員の職務の法的位置付けが明確でなく、そのことが議員と住民との間で、議員の活動に対する評価や期待について大きなズレを生み出しているとも言えます。とはいえ、原因の一端は議会運営、議員活動の在り方にあることも否定できない面があります。そのようなことから、議会及び議員が自ら意識と議会運営の両面で自己改革に取り組む必要があります。

このような中、宮古市議会は、参画と協働を基礎とするまちづくりの基本原則を定めた市の最高規範である宮古市自治基本条例を、平成19年6月定例会において全会一致で可決しました。条例では、市議会及び議員の責務について、概括的に規定されていますが、その理念を具現化するためにも、議会及び議員の活動原則並びに議会と市長及び市民との関係を明文化した議会基本条例の制定が必要と考え、1年余検討を重ね、このたび議会基本条例及び議員政治倫理条例の制定となりました。

## 宮古市議会基本条例及び宮古市議会議員政治倫理条例制定の経過

年 月 日	会 議 名	内 容
平成 19 年 4 月 13 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数・議員報酬・選挙費用の公費負担等について話題になる。継続して意見交換していくことを確認</li> </ul>
平成 20 年 1 月 9 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数問題・議会の活性化について、議員全員協議会で話題提供することを確認</li> </ul>
2 月 18 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数問題・議会の活性化について検討、議長が議員全員協議会で提案することを確認</li> </ul>
3 月 4 日	議員全員協議会	<p>議長提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数等検討特別委員会（議員定数・議員報酬・選挙公費負担の検討）の設置を確認（3月14日本会議で設置）</li> <li>・ 議会基本条例、議員の政治倫理について、議運で検討することを確認</li> </ul>
3 月 13 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例等について、小委員会で素案を作成することを確認</li> </ul>
3 月 31 日	議会運営委員会（小委員会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例等素案の作成作業日程等について協議</li> </ul>
4 月 16 日	議会運営委員会（小委員会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例等素案の検討</li> </ul>
5 月 14 日	議会運営委員会（小委員会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例等素案の検討</li> </ul>
6 月 2 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小委員会委員長から議会基本条例及び議員政治倫理条例（素案）の説明、検討</li> </ul>
6 月 20 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例等素案の検討</li> </ul>
6 月 30 日 ～7 月 2 日	議会運営委員会行政視察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例等及び議会の活性化について、宮城県白石市、福島県会津若松市を視察</li> </ul>
7 月 24 日	議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会基本条例等素案の検討</li> </ul>

### 宮古市議会基本条例及び宮古市議会議員政治倫理条例制定の経過

年 月 日	会 議 名	内 容
平成 20 年 7 月 30 日	議会運営委員会	・議会基本条例等素案の検討
8 月 27 日	議会運営委員会（小委員会）	・議会基本条例等素案の再検討
9 月 12 日	議会運営委員会	・議会基本条例等素案の検討
9 月 19 日	総務常任委員会	・議運委員長から総務常任委員会へ素案の説明
9 月 19 日	教育民生常任委員会	・議運委員長から教民常任委員会へ素案の説明
9 月 22 日	建設常任委員会	・議運委員長から建設常任委員会へ素案の説明
9 月 22 日	経済常任委員会	・議運委員長から経済常任委員会へ素案の説明
10 月 7 日	議員全員協議会	・議会運営委員会から議会基本条例及び議員政治倫理条例（素案）の説明、協議
10 月 17 日	議会運営委員会	・議会基本条例及び議員政治倫理条例（素案）の総務企画部への説明、後日再協議とすることを確認
12 月 1 日	議会運営委員会	・総務企画部から示された条例の論点について検討
12 月 4 日	議会運営委員会	・総務企画部から示された条例の論点について検討
12 月 25 日	議会運営委員会	・議会基本条例及び議員政治倫理条例（素案）の総務企画部との協議
平成 21 年 1 月 16 日	議会運営委員会	・議会基本条例及び議員政治倫理条例（素案）の検討
1 月 16 日	議員全員協議会	・議会基本条例及び議員政治倫理条例（素案）の最終協議

### 宮古市議会基本条例及び宮古市議会議員政治倫理条例制定の経過

年 月 日	会 議 名	内 容
平成 21 年 2 月 5 日	地域協議会 3 地区合同会議	・議会基本条例及び議員政治倫理条例（素案）の概要説明
3 月 12 日	議会運営委員会	・議会基本条例及び議員政治倫理条例（素案）に係るパブリックコメントについて協議
3 月 12 日	議員全員協議会	・議会基本条例及び議員政治倫理条例（素案）に係るパブリックコメントについて協議、議会運営委員会へ一任することを決定
3 月 19 日	議会運営委員会	・議会基本条例及び議員政治倫理条例（素案）に係る議会だより臨時号の校正
4 月 10 日	議会運営委員会	・田老地区説明会 参加者 25 名
4 月 13 日	議会運営委員会	・新里地区説明会 参加者 17 名
4 月 17 日	議会運営委員会	・宮古地区説明会 参加者 52 名
4 月 23 日	議会運営委員会	・パブリックコメントのまとめ
5 月 8 日	議会運営委員会	・文書による質問、意見への回答を協議
5 月 18 日	議員全員協議会	・パブリックコメントの結果報告及び 6 月定例会提案協議、了承
6 月 5 日	6 月定例会本会議（初日）	・議会基本条例、議員政治倫理条例及び議員政治倫理条例施行規則の提案、全会一致可決